

北栄町中小企業・小規模企業振興基本計画改定スケジュール

総合戦略、まちづくりビジョンの改訂時期に合わせるため、計画期間を一時的に延長し、計画改定時期を遅らせる。

- ・ 3年ごとの見直し 令和8年度に実施し計画期間を延長する。以降の見直しは必要に応じて検討する。
- ・ 第3次計画策定 令和12年度

	期間	現在の計画期間	現在の計画期間（年度）
まちづくりビジョン	10年	令和2年9月～令和13年3月	令和2年度～令和12年度
総合戦略	5年	令和2年9月～令和8年3月 令和8年4月～令和13年3月	令和2年度～令和7年度 令和8年度～令和12年度
北栄町中小企業・小規模企業振興 基本計画	5年	令和6年4月～令和11年3月 ↓ 変更後 令和6年4月～令和13年3月	令和6年度～10年度 ↓ 変更後 令和6年度～令和12年度

北栄町中小企業・小規模企業振興基本条例（抜粋）

（基本計画の策定）

第4条 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業・小規模企業振興基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 町は、基本計画を定めるにあたり、あらかじめ、中小企業・小規模企業の意見及び商工会の経営発達支援計画を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、中小企業・小規模企業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び中小企業・小規模企業の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、3年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4 第2項の規定は、基本計画の変更について準用する。